

市長からの メッセージ



暦の上では間もなく立春を迎えます。皆さんいかがお過ごしですか。

先月19日に文化会館において、昨年の台風第19号による災害からの復興に向けた「復興のつどい」を開催しました。当日は約千人の方々に参加していただき、災害発生からこれまでご支援、ご協力いただいた皆さんに改めてお礼を申し上げますとともに、佐野市の復興への決意を述べ、今後本格的な復旧・復興に向け、全市をあげて取り組んでいくことを誓いました。

第2部の復興講演会では、気象予報士の森田正光さんを講師として「異常気象と環境問題」との演題で特別講演をしてもらいました。講演の中で災害から身を守るためには、正しい情報の収集と共有、そして過去の経験を教訓として次に備えることが重要との話に、参加された皆さんは熱心に耳を傾けていました。

さて、佐野市の頑張りを全国に発信することを目的とした「元気な佐野市へ！〜佐野市復興プロジェクト〜」ですが、これまで北千住、吉祥寺、東京駅でイベントを開催してきました。今月22日、23日にはお客様を佐野市へお迎えして、市内最大の復興イベント「SANOMARU, S DAY EVENT (さのまるの日イベント)」として市庁舎周辺で開催されます。市外、県外からのお客様に感謝と「元気な佐野市」を示すためにも、おもてなしの心でお迎えしたいと思います。

その他にも、復興に関する催しが行われていますが、参加者が笑顔で参加できるよう、一日も早い復旧・復興に向け取り組んで参りますので、皆さんのご支援とご協力をお願いします。

岡部正英

復興のつどい

1月19日(日)、台風第19号からの復旧・復興に向けて、市民の皆さんや各関係者の方々と一致団結する機会として、「復興のつどい」が文化会館で開催されました。

第1部は「復興への決意」と題し、飯塚副市長が市内の被害状況を報告するとともに、今後の市の取り組みについて、説明しました。

第2部では気象予報士の森田正光さんをお迎えし、「異常気象と環境問題～豪雨災害から身を守るために～」と題し講演をいただきました。「上昇気流が生まれやすい山沿いで、雨量が増えるので、河川の上流の天候を確認することが重要」など、わかりやすく説明いただきました。

今年を「復興元年」とし、みなさんと共に復旧・復興に向けて取り組んでいきたいと思います。



成人式

1月12日(日)、佐野・田沼・葛生の3つの会場で成人式が開催され、約900人が出席し、成人の祝福をしました。

岡部市長は「これから先の長い人生で、自分で決めたことを最後までやり遂げる気持ちを持って進んで欲しい」と言葉を送りました。

新成人の皆さん、おめでとうございます。これから新たな未来に向かって頑張ってください。

town Topics まちの話題



各イベントの中止について

令和2年2月10日～3月10日までの下記のイベントについて、中止します。

日にち	イベント名	問合せ
2月26日(水)	楽しいくらしの講座 「着物地をリサイクルしたネックレス作り」	交通生活課 ☎(20)3014
3月1日(日)	ひな祭り遊び教室	こどもの国 ☎(21)1515
3月4日(水)	楽しいくらしの講座「楽しく食べて健康に」	交通生活課 ☎(20)3014
3月7日(土)～ 8日(日)	生涯学習フォーラム「佐野楽」 楽習フェア 静のアート作品展	生涯学習課 ☎(20)3109



台風第19号関連情報

被災された方の国民健康保険、後期高齢者医療保険について

台風第19号で被災された方が、医療機関などで診療を受ける際に、医療機関等の窓口で、次の①～⑤のいずれかに該当する旨を申告すれば、窓口での支払いは不要です。

また、被災された佐野市の国民健康保険、後期高齢者医療保険加入の方で、次の①～⑤のいずれかに該当する方が、医療機関の窓口において一部負担金を支払った場合、市の窓口申請を行うことで、支払った額の還付を受けることができます。

▶対象者

- ①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした方
※り災証明書の提示は必要なく、窓口で口頭で申告してください
- ②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
- ③主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④主たる生計維持者が事業を廃止し、又は休止した方
- ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方



▶還付申請に必要なもの

保険証、印鑑（朱肉を使用するもの）、領収書、世帯主名義の通帳（後期高齢者の場合、被保険者本人名義の通帳）、マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード、り災証明書

▶対象とならない医療費

- ・入院時の食事療養および生活療養に係る標準負担額
- ・柔道整復師（接骨院・整骨院）、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師・きゅう師による施術料

▶対象期間＝令和元年10月12日から令和2年1月31日までの診療分

※令和2年2月以降については国からの通知があり次第、市ホームページでお知らせします

▶申請期限＝診療を受けた日の翌日から2年以内

（例）令和元年10月12日に診療→申請期限：令和3年10月12日まで

■問合せ＝国民健康保険について 医療保険課国保係 ☎(20)3024

後期高齢者医療について いきいき高齢課長寿医療係 ☎(20)3021

※一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください

警察関係手数料の免除

公安委員会または警察署長に対する各種申請にかかる警察関係手数料を免除します。

▶対象＝台風第19号の被害により災害救助法の適用を受けた県内21市町の居住者のうち、同台風により被災された方

▶免除となる期間＝令和元年10月12日から令和2年3月31日までの間

▶免除となる手数料＝自動車運転免許証、各種証明書及び許可証等の再交付、住所変更のほか、自動車保管場所証明書の交付など

■問合せ＝

- ・運転免許証に関する各種申請は、栃木県運転免許センター ☎0289(76)0110
- ・その他の申請については、最寄りの警察署

※申請受付時間は、栃木県運転免許センター、警察署ともに平日（土日祝日を除く）の午前8時30分から午後5時15分まで

※詳細は、栃木県警察ホームページをご覧ください

今回の表紙 「ウルトラマンゼロより佐野市復興へエールを」令和2年1月15日撮影

被災をした地域の子どもを元気づける活動を行う「ウルトラマン基金」が市内保育園を訪問。子どもたちは憧れのヒーローとふれあい、笑顔の時間を過ごしました。

